

職業安定分科会(第 188 回)	資料3-1
令和4年 11 月 30 日	

# **雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱(「物価高克服・経済再生実現のための 総合経済対策」関係)**

厚生労働省発職1125第2号

令和4年11月25日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の  
意見を求める。

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

### 第一 労働移動支援助成金早期雇入れ支援コース奨励金制度の改正

早期雇入れ支援コース奨励金の支給を受けた事業主のうち、職業安定局長が定める条件に該当する雇入れを行ったものに限らず、当該支給の対象となった雇入れに係る計画対象被保険者（雇用保険法施行規則第百二条の五第二項第一号イ②の計画対象被保険者をいう。）又は支援書対象被保険者（雇用保険法施行規則第百二条の五第二項第二号イ②の支援書対象被保険者をいう。）（以下「対象被保険者」という。）に係る最初の賃金支払日の属する月の翌月から当該最初の賃金支払日から起算して六箇月を経過する日の属する月までの各月において当該対象被保険者に対して支払った当該各月の賃金支払日ごとの賃金の額を、当該対象被保険者を当該雇入れ前に雇用していた事業主が職業安定局長が定める月において当該対象被保険者に対して支払った賃金の額で除して得た割合が、いずれも職業安定局長が定める目標値を達成したものに対して、当該対象被保険者一人につき二十万円を追加で支給すること。

### 第二 中途採用等支援助成金中途採用拡大コース奨励金制度の改正

一 中途採用計画に基づき、計画期間において一般被保険者等として雇い入れた者に占める職業安定局長

が定める要件に該当する中途採用により雇い入れた者の割合から、当該計画期間の初日の前日から起算して三年前の日から当該前日までの期間において一般被保険者等として雇い入れた者に占める職業安定局長が定める要件に該当する中途採用により雇い入れた者の割合（以下「中途採用率」という。）を減じて得た割合が、職業安定局長が定める目標値（雇用保険法施行規則第一百条の四第二項第一号ロ②(i)の職業安定局長が定める目標値をいう。二において「中途採用率目標値」という。）を達成した事業主に対する助成について、当該中途採用率が五分の三未満の事業主に限って支給することとしていたものを、当該事業主に限らず支給することとする。

二 中途採用計画に基づき、中途採用率目標値を達成した事業主であつて、当該中途採用計画に基づき、当該計画期間において中途採用により雇い入れた者のうち当該雇入れの日において四十五歳以上である中途採用者（以下「四十五歳以上中途採用者」という。）の割合が職業安定局長が定める目標値以上であり、当該四十五歳以上中途採用者に係る最初の賃金支払日の属する月の翌月から当該最初の賃金支払日から起算して六箇月を経過する日の属する月までの各月において当該四十五歳以上中途採用者に対して支払った当該各月の賃金支払日ごとの賃金の額を当該雇入れ前に当該四十五歳以上中途採用者を雇用

していた事業主が職業安定局長が定める月において当該四十五歳以上中途採用者に対して支払った賃金の額で除して得た割合が、いずれも職業安定局長が定める目標値を達成したものに対して支給することとし、助成額は百万円とすること。

三 計画期間の初日の前日までに、職業安定局長が定める要件に該当する中途採用に関する情報の公表を行い、当該計画期間において、中途採用計画に基づき、中途採用により雇い入れた人数が、計画期間の初日の前日から起算して一年前の日から当該前日までの期間において中途採用により雇い入れた人数を上回った事業主に対して支給するものとしていたものを、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二十七条の二第一項の規定に基づき中途採用により雇い入れられた者の数の割合を公表している事業主に支給することとする。

### 第三 キヤリアアップ助成金制度の改正

(略)

### 第四 産業雇用安定助成金スキルアップ支援コース奨励金の新設

職業能力開発推進者を選任している事業主であって、あらかじめ出向をさせた者を雇い入れる事業主と

出向に関する契約を締結し、雇用する被保険者を職業能力開発を行うために出向をさせ、かつ、出向の終了後出向元事業主の当該出向に係る事業所に復帰した者に係る最初の賃金支払日の属する月の翌月から当該最初の賃金支払日から起算して六箇月を経過した日の属する月までの各月において当該労働者に対して支払った当該各月の賃金支払日ごとの賃金の額を当該出向前の直近の賃金支払日において当該労働者に対して支払った賃金の額で除して得た割合が、いずれも職業安定局長が定める割合以上である等の要件を満たした事業主について、出向期間（当該期間が出向をした日から起算して一年を超える場合には一年）における賃金について負担した額の二分の一（中小企業事業主の場合は三分の二）の額（出向元事業主への助成額が基本手当日額の最高額に支給対象期間の日数を乗じて得た額を超えるときは、当該額）を助成すること。

##### 第五 特定求職者雇用開発助成金成長分野人材確保・育成コース助成金制度の改正

成長分野人材確保・育成コース助成金について、就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者の賃金を、雇入れの日から起算して三年を経過した日までの間において、職業安定局長の定める日の賃金と比べて一定の割合以上で増額した事業主（天災その他やむを得ない理由又は当該雇入れられた者の責め

に帰すべき理由により当該割合以上で増額をすることができなかつた事業主を含み、当該増額後やむを得ない理由又は当該雇入れられた者の責めに帰すべき理由以外の理由により、賃金の引下げを行った事業主を除く。）を新たに助成対象とすることに伴い、当該助成に係る事業主の要件として、当該増額等の要件を規定するとともに、成長分野人材確保・育成コース助成金の名称を成長分野等人材確保・育成コース助成金に変更すること。

#### 第六 成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業の改正

令和四年度までの間、令和二年一月二十四日以後に離職した求職者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能の習得に資すると認められる講習を実施する学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校に対し、当該講習に要する経費の一部を補助して実施する事業を、雇用保険法第六十三条第一項第三号に掲げる事業に加えること。

#### 第七 人材開発支援助成金制度の改正

(略)

#### 第八 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 その他この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。